

平成十八年国土交通省令第十一号

エネルギーの合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令 エネルギーの合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十四条第二項及び第三項、第五十五条、第五十六条第一項、第六十八條第二項及び第三項、第六十九條並びに第七十一条第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第二条 法第五十五条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第三条 法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第四条 法第五十五条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第五条 法第六十六条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第六十六条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定貨物輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第三による計画書一通を提出すれば足りる。

一 計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

二 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

三 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

四 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

五 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

六 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

七 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第七条 法第七十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三 法第三十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

五 エネルギーの使用の効率

六 非化石エネルギーの使用状況

炭素の排出量

（特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第八条 法第二十九条第二項の規定による届出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第九条 法第二十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十四条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第十条 法第二十九条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十一条 法第三十条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第三十条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。

一 計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

二 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

三 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

四 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

五 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

六 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

七 計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセントを超える場合を除く。）

る期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。

（特定旅客輸送事業者の定期の報告）

第十二条 法第三十一条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第八による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第十三条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
- 二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
- 三 法第二百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置
- 四 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運転距離の合計
- 五 エネルギーの使用の効率
- 六 非化石エネルギーの使用状況
- 七 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（法第二百三十四条第一項の国土交通省令で定める者）

- 第十四条 法第二百三十四条第一項の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等
- 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等
- 三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

第十五条 法第二百三十四条第一項の規定により認定管理統括貨客輸送事業者の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第九による申請書及びその写し

各一通を国土交通大臣に提出しなければならない。国土交通大臣は、前項の認定の申請に係る申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二百三十四条第一項の定めを照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該申請者に交付するものとする。（法第二百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件）
- 第十六条 法第二百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、密接関係貨客輸送事業者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。
- 一 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針
- 二 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を推進するための体制
- 三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理する方法

第十七条 令第十五条第一項の車両数に換算した数は、貨物輸送事業者である場合にあっては令第十條の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとと同表の中欄に掲げる数と同表の下欄に掲げる数で除して得た数に同表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分が鉄道による貨物の輸送であるものの下欄に掲げる基準（次項において「基準」という。）を乗じた数とする。

第十八条 国土交通大臣は、法第二百三十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の認定を受けた

者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十一による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。（認定管理統括貨客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十九条 法第三十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十二による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第三十五条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。
- 一 計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超えない場合を除く。
- 二 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセント以下である者

第二十条 法第三十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十三による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してなければならない。

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
- 二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
- 三 法第二百三十三条第一項又は第二百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び法第二百三十三条第三項又は第二百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置
- 四 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量又は個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離若しくは営業運転距離の合計
- 五 エネルギーの使用の効率
- 六 非化石エネルギーの使用状況
- 七 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（貨客輸送連携者エネルギー計画の認定の申請）

第二十二条 法第三十八条第一項の規定により貨客輸送連携者エネルギー計画の認定の申請をしようとする貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、共同で、様式第

年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

十四による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第三十八條第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十八條第一項の規定に基づき認定する。」

3 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五による通知書を申請者に交付するものとする。(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請)

**第二十三条** 法第三十九條第一項の規定により法第三十八條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー計画(法第三十九條第四項において準用する法第三十八條第四項の規定による変更の認定又は法第三十九條第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定貨客輸送連携省エネルギー計画」という。)の変更の認定を受けようとする法第三十八條第一項及び法第三十九條第一項の認定を受けた貨客輸送事業者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の写しを添付して行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第三十九條第四項において準用する法第三十八條第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十九條

第四項において準用する同法第三十八條第四項の規定に基づき認定する。」

4 国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を申請者に交付するものとする。(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更)

**第二十四条** 法第三十九條第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第三十八條第一項の認定を受けた貨客輸送事業者の名称又は住所の変更

二 前号に掲げるもののほか、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

2 法第三十九條第二項の規定により認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする法第三十八條第一項の認定を受けた貨客輸送事業者は、様式第十八による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の取消しを行う場合の手続)

**第二十五条** 国土交通大臣は、法第三十九條第三項の規定に基づき、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十九による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の定期の報告)

**第二十六条** 法第四十一條の規定による報告は、毎年度六月末日までに、貨物輸送事業者にあつては様式第二十、旅客輸送事業者にあつては様式第二十一による報告書一通を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

**第二十七条** 法第四十一條の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項のうち、法第三十八條第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量若しくは個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

四 エネルギーの使用の効率

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出)

**第二十八条** 法第四十三條第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十二による届出書一通を提出してしなければならない。

**第二十九条** 法第四十三條第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十六條第一項に規定する輸送能力(以下この条において「輸送能力」という。)(次年度以降における輸送能力が令第十六條第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力)とする。

(特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

**第三十条** 法第四十三條第四項の規定による申出は、様式第二十三による申出書一通を提出してなければならない。

(特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出)

**第三十一条** 法第四十四條の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十四による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十四條第一項の規定による計画(以下この項において「計画」という。)については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間(以下この項において「計画期間」という。)(の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。

一 計画を提出する年度の前年度(以下この項において「申請前年度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前年度の割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度(以下この項において「申請前々年度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前年度の割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前年度の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。)

出する年度の前々年度(以下この項において「申請前々年度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前年度の割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前年度の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。)

二 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前年度の電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度の四年度前年度の電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前年度の電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前年度の電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。)

3 第一項の規定にかかわらず、法第四十四條第二項の規定による計画(以下この項において「計画」という。)については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。

(特定航空輸送事業者の定期の報告)

**第三十二条** 法第四十五條第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十五による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してなければならない。

**第三十三条** 法第四十五條第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況  
三 法第三十三條第一項及び第二百二十七條第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに法第三十三條第三項及び第二百二十七條第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量  
五 エネルギーの使用の効率  
六 非化石エネルギーの使用状況  
七 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(光ディスクによる手続)  
第三十四條 第五條第一項、第十一條第一項、第十九條第一項及び第三十一條第一項の計画書並びに第六條、第十二條、第二十條、第二十六條及び第三十二條の報告書の提出については、当該計画書又は当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十六の光ディスクを提出することにより行うことができる。

第三十五條 前條の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。  
一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク  
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク  
(電子情報処理組織による申請等の指定)

第三十六條 この省令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、第二條、第八條、第二十四條第二項及び第二十八條の届出書、第四條、第十條及び第三十條の届出書、第五條第一項、第十一條第一項、第十九條第一項及び第三十一條第一項の計画書並びに第六條、第十二條、第二十條、第二十六條及び第三十二條の報告書又は第十五條第一項、第二十二條第

一 項及び第二十三條第一項の申請書（以下「届出書等」という。）の提出とする。  
(事前届出)  
第三十七條 電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して前條の規定により届出書等を提出しようとする者は、様式第二十七による電子情報処理組織使用届出書を国土交通大臣又は貨物輸送事業者若しくは旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下この条において「所轄地方運輸局長」という。）にあらかじめ届出なければならない。  
2 国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、前項の届出を受けるときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。  
3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十八又は様式第二十九によりその旨を国土交通大臣又は所轄地方運輸局長に届け出なければならない。  
4 国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

第三十八條 電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者は、当該届出書等の提出を書面等（情報通信技術活用法第三十五條に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前條第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処理組織を使用した届出書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該届出書等を提出しなければならない。  
(届出書等の提出において名称を明らかにする措置)

第三十九條 届出書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三十條第六号に規定する署名等を用う。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六條第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三十

七條第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。  
(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則との関係)  
第四十條 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四又は様式第四十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第二十七、様式第二十八又は様式第二十九による届出書の提出があったものとみなす。  
(書類の提出)  
第四十一條 法、令又はこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書、申出書、計画書又は報告書は、それぞれ輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

附則（平成二六年一月一七日国土交通省令第三号）  
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。  
(経過措置)  
第二条 法第五十六條第一項（法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成二七年五月二二日国土交通省令第四一号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二八年三月三十一日国土交通省令第二六号）  
(施行期日)  
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

附則（平成二八年五月二七日国土交通省令第四九号）  
(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六條第一項（同法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

様式第2 (第4条関係)

**第一条** この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附則** (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

**(施行期日)**

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附則** (令和五年三月三十一日国土交通省令第一五号)

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令(次項において「新省令」という。)第七条第六号、第十三条第六号、第二十一条第六号及び第三十三条第六号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用する。

2 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七十七条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十六条第一項、第四百四十一条及び第四百四十五条第一項の規定による報告の様式については、新省令様式第四、様式第八、様式第十三、様式第二十、様式第二十一及び様式第二十五にかかわらず、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用し、当該期限が令和五年六月三十日である報告については、なお従前の例による。

様式第1 (第2条関係)



様式第2 (第4条関係)

報告書提出日	
報告書提出日	

地方運輸局長 報告書提出日 年 月 日

住 所  
法人名  
代表者の役職名  
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律第100条第1項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の届出申請書

特定貨物輸送事業者番号	
事業者名	
主たる事務所所在地	都 道 ( 二 二 ) 市 区 ( ) 支 庁 ( )
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 自動車貨物自動車による貨物の輸送 3. 航空貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送
報告書の提出先	運輸大臣 (内、外、電、通)

備考 1 この届出の大きさは、当該届出書に添付する。 2 報告書提出の届出は当該届出書に添付する。 3 報告書提出の届出は当該届出書に添付する。 4 報告書提出の届出は当該届出書に添付する。 5 「報告書の提出(届出書)」の欄には、事業者が行うこととなる輸送の区間(輸送区間)を記載し、当該区間の輸送区間(輸送区間)を記載する。 6 輸送区分は、当該届出書の提出先(運輸大臣)に添付する。 7 輸送区分は、当該届出書の提出先(運輸大臣)に添付する。 8 輸送区分は、当該届出書の提出先(運輸大臣)に添付する。 9 輸送区分は、当該届出書の提出先(運輸大臣)に添付する。

様式第3 (第5条関係)

様式第3 (第5条関係)

報告書提出日	
報告書提出日	

中長期計画書

地方運輸局長 報告書提出日 年 月 日

住 所  
法人名  
代表者の役職名  
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律第100条の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定貨物輸送事業者の届出書	
特定貨物輸送事業者番号	
事業者名	
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 自動車貨物自動車による貨物の輸送 3. 航空貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送
主たる事務所の所在地	都道 ( 二 二 ) 市区 ( ) 支庁 ( )
中長期計画書の提出先	1. 運輸大臣 (内、外、電、通) 2. 国土交通省 (内、外、電、通) 3. 国土交通省 (内、外、電、通)

II エネルギーの使用の合理化に関する事項

1. 計画期間

年度 ~ 年度

年度	計画内容	実施状況	エネルギー削減率 削減率(%)

2. 報告書提出の状況

報告書提出先	報告書提出日	提出状況

4. その他計画に関する事項

--

■ 非化石エネルギーへの転換に関する計算

1. 計算期間

年度 ~ 年度  計算内容に変更なし

2. 非化石エネルギーへの転換の目標

2-1. 定量的な目標

(1) 電力量は以下の非化石エネルギー使用割合

	目標	年度
<input type="checkbox"/> 目標達成率確保 (目標達成率を含む) <input type="checkbox"/> 非化石エネルギー使用割合確保 (非化石エネルギー使用割合を含む) <input type="checkbox"/> 電力量は以下の非化石エネルギー使用割合		

備考 非化石エネルギーの使用割合 (使用電力量/総発電電力量) (目標達成率を含む) 又は非化石エネルギー使用割合は、記載する項目に■を付すこと。

(2) 非化石エネルギー使用量の使用割合 (年間総電力量×10以下)の算出表

区分	目標	年度
電気の消費	◎	◎
燃焼消費 (燃料消費量換算を含む)	◎	◎
プロパイン・プロパン消費	◎	◎
等しい非化石エネルギー使用割合を確保する消費	◎	◎
非化石エネルギー使用量の合計	◎+◎+◎+◎+◎	◎
貨物輸送に使用する消費量の合計	◎	◎
非化石エネルギー使用割合	◎÷◎×100	%
(備考) プロパン消費	◎	◎
(備考) 電線消費	◎+◎+◎+◎+◎/◎	%

(3) プロパン消費・合成燃料を使用した消費量 (年間総電力量×10以下)の算出表

燃料の種類 (プロパン消費又は合成燃料)	割合	目標達成率(◎)	目標達成率(◎)
	%	◎	◎
	%	◎	◎

(4) その他定量的な目標

年度	内容	目標数値

2-2. 定性的な目標

年度	内容

3. 目標を達成するために取り扱う計画 (非化石)

内容	実施時期

4. 燃料消費削減率の目標

削減された消費 - 燃料消費	燃	油
削減された消費 - 燃料消費	燃	油

5. その他の非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

--

- 備考
1. 目標の大きさ又は、目標達成率を4とすることを。
  2. 目標達成率の小数は四捨五入して表示すること。
  3. 非化石エネルギーの消費量を削減した場合には記入しないこと。
  4. 2までの「計画期間」の欄については、目標の達成期に記入すること。
  5. 2までの「非化石エネルギー使用割合を確保する消費」の欄には、目標達成率を算出せずとし、非化石エネルギー使用割合を確保する消費の合計を記載すること。
  6. 2までの「削減率」の欄には、削減された消費の割合を算出して「a」により記入すること。なお、削減率の目標が達成される場合には、削減率を算出せずに記入すること。
  7. 2までの「削減率」の欄には、削減された消費の割合を算出して「b」により記入すること。削減率の目標が達成される場合には、削減率を算出せずに記入すること。
  8. 2までの「削減率」の欄には、削減された消費の割合を算出して「c」により記入すること。削減率の目標が達成される場合には、削減率を算出せずに記入すること。
  9. 2までの「削減率」の欄には、削減された消費の割合を算出して「d」により記入すること。削減率の目標が達成される場合には、削減率を算出せずに記入すること。

様式第4 (第6条関係)

非化石エネルギー  
使用割合

定期報告書

報告書提出者

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の氏名  
代表者の職名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第100条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告書提出者	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域	業 界 界 域
報告書提出者									
業 界 界 域									
報告書提出者の所在地	国	都府県	市町村	支庁	町	丁目	番	号	

様式第4 (第6条関係)

第1表 エネルギーの消費量

1-1 エネルギー消費量及び燃費改善率の算出に用いるエネルギー消費量の算出

エネルギーの種類	単位	用途			
		業務用	業務用以外	業務用及び業務用以外	業務用及び業務用以外
化石燃料	原油	1	1	1	1
	天然ガス	1	1	1	1
	石炭	1	1	1	1
	褐炭	1	1	1	1
	電力	1	1	1	1
	熱電発電	1	1	1	1
	太陽光発電	1	1	1	1
	風力発電	1	1	1	1
	水力発電	1	1	1	1
	地熱発電	1	1	1	1
	バイオマス発電	1	1	1	1
	原子力発電	1	1	1	1
	太陽熱発電	1	1	1	1
	地熱熱発電	1	1	1	1
	燃料電池	1	1	1	1
再生エネルギー	太陽光発電	1	1	1	1
	風力発電	1	1	1	1
	水力発電	1	1	1	1
	地熱発電	1	1	1	1
	太陽熱発電	1	1	1	1
	地熱熱発電	1	1	1	1
	燃料電池	1	1	1	1
	バイオマス発電	1	1	1	1
	バイオマス熱発電	1	1	1	1
	水力発電	1	1	1	1
	風力発電	1	1	1	1
	太陽光発電	1	1	1	1
	地熱発電	1	1	1	1
	燃料電池	1	1	1	1

エネルギーの種類	単位	用途			
		業務用	業務用以外	業務用及び業務用以外	業務用及び業務用以外
化石燃料	原油	1	1	1	1
	天然ガス	1	1	1	1
	石炭	1	1	1	1
	褐炭	1	1	1	1
	電力	1	1	1	1
	熱電発電	1	1	1	1
	太陽光発電	1	1	1	1
	風力発電	1	1	1	1
	水力発電	1	1	1	1
	地熱発電	1	1	1	1
	バイオマス発電	1	1	1	1
	原子力発電	1	1	1	1
	太陽熱発電	1	1	1	1
	地熱熱発電	1	1	1	1
	再生エネルギー	太陽光発電	1	1	1
風力発電		1	1	1	1
水力発電		1	1	1	1
地熱発電		1	1	1	1
太陽熱発電		1	1	1	1
地熱熱発電		1	1	1	1
燃料電池		1	1	1	1
バイオマス発電		1	1	1	1
バイオマス熱発電		1	1	1	1
水力発電		1	1	1	1
風力発電		1	1	1	1
太陽光発電		1	1	1	1
地熱発電		1	1	1	1
燃料電池		1	1	1	1

備考 1 「算出」というのは、一般社団法人「環境省エネルギーセンター」が算出した「燃費改善率」を指す。燃費改善率の算出に用いたエネルギー消費量は、燃費改善率の算出に用いたエネルギー消費量に等しい。

2 燃費の算出に当たっては、エネルギーの消費の単位化及び単位化エネルギー消費量の算出に関する計算式（環境省「燃費改善率算出式」）を用いて算出を行う。

3 「0」と記入する場合は、算出結果が0であることを示す。

用途	単位	用途			
		業務用	業務用以外	業務用及び業務用以外	業務用及び業務用以外
化石燃料	原油	1	1	1	1
	天然ガス	1	1	1	1
	石炭	1	1	1	1
	褐炭	1	1	1	1
	電力	1	1	1	1
	熱電発電	1	1	1	1
	太陽光発電	1	1	1	1
	風力発電	1	1	1	1
	水力発電	1	1	1	1
	地熱発電	1	1	1	1
	バイオマス発電	1	1	1	1
	原子力発電	1	1	1	1
	太陽熱発電	1	1	1	1
	地熱熱発電	1	1	1	1
	再生エネルギー	太陽光発電	1	1	1
風力発電		1	1	1	1
水力発電		1	1	1	1
地熱発電		1	1	1	1
太陽熱発電		1	1	1	1
地熱熱発電		1	1	1	1
燃料電池		1	1	1	1
バイオマス発電		1	1	1	1
バイオマス熱発電		1	1	1	1
水力発電		1	1	1	1
風力発電		1	1	1	1
太陽光発電		1	1	1	1
地熱発電		1	1	1	1
燃料電池		1	1	1	1

備考 1 事業用として利用する場合は、「エネルギー消費量の算出式」を用いて算出を行う。燃費改善率による燃費の算出は、30分単位又は60分単位で計算した電気の消費量に基づいて、当該計算時刻の、電力が最も多い時刻をその他の時刻にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 燃費改善率 1.0 には、日別燃費改善率算出式（燃費改善率算出式）を用いて燃費改善率を算出した値を記入すること。

エネルギーの種類	単位	燃費改善率	燃費改善率
原油	1	1.00	1.00
天然ガス	1	1.00	1.00
石炭	1	1.00	1.00
褐炭	1	1.00	1.00
電力	1	1.00	1.00
熱電発電	1	1.00	1.00
太陽光発電	1	1.00	1.00
風力発電	1	1.00	1.00
水力発電	1	1.00	1.00
地熱発電	1	1.00	1.00
バイオマス発電	1	1.00	1.00
原子力発電	1	1.00	1.00
太陽熱発電	1	1.00	1.00
地熱熱発電	1	1.00	1.00
燃料電池	1	1.00	1.00

エネルギーの種類	単位	燃費改善率	燃費改善率
原油	1	1.00	1.00
天然ガス	1	1.00	1.00
石炭	1	1.00	1.00
褐炭	1	1.00	1.00
電力	1	1.00	1.00
熱電発電	1	1.00	1.00
太陽光発電	1	1.00	1.00
風力発電	1	1.00	1.00
水力発電	1	1.00	1.00
地熱発電	1	1.00	1.00
バイオマス発電	1	1.00	1.00
原子力発電	1	1.00	1.00
太陽熱発電	1	1.00	1.00
地熱熱発電	1	1.00	1.00
燃料電池	1	1.00	1.00

2. 算出結果のエネルギー消費量の算出

(1) 算出結果のエネルギー消費量の算出に用いたこととなるエネルギー消費量及び燃費改善率を記入した表の算出結果

エネルギーの種類	単位	燃費改善率	燃費改善率
原油	1	1.00	1.00
天然ガス	1	1.00	1.00
石炭	1	1.00	1.00
褐炭	1	1.00	1.00
電力	1	1.00	1.00
熱電発電	1	1.00	1.00
太陽光発電	1	1.00	1.00
風力発電	1	1.00	1.00
水力発電	1	1.00	1.00
地熱発電	1	1.00	1.00
バイオマス発電	1	1.00	1.00
原子力発電	1	1.00	1.00
太陽熱発電	1	1.00	1.00
地熱熱発電	1	1.00	1.00
燃料電池	1	1.00	1.00

(2) 算出結果のエネルギー消費量の算出に用いたこととなるエネルギー消費量及び燃費改善率を記入した表の算出結果

エネルギーの種類	単位	燃費改善率	燃費改善率
原油	1	1.00	1.00
天然ガス	1	1.00	1.00
石炭	1	1.00	1.00
褐炭	1	1.00	1.00
電力	1	1.00	1.00
熱電発電	1	1.00	1.00
太陽光発電	1	1.00	1.00
風力発電	1	1.00	1.00
水力発電	1	1.00	1.00
地熱発電	1	1.00	1.00
バイオマス発電	1	1.00	1.00
原子力発電	1	1.00	1.00
太陽熱発電	1	1.00	1.00
地熱熱発電	1	1.00	1.00
燃料電池	1	1.00	1.00

(3) 算出結果のエネルギー消費量の算出に用いたこととなるエネルギー消費量及び燃費改善率を記入した表の算出結果

エネルギーの種類	単位	燃費改善率	燃費改善率
原油	1	1.00	1.00
天然ガス	1	1.00	1.00
石炭	1	1.00	1.00
褐炭	1	1.00	1.00
電力	1	1.00	1.00
熱電発電	1	1.00	1.00
太陽光発電	1	1.00	1.00
風力発電	1	1.00	1.00
水力発電	1	1.00	1.00
地熱発電	1	1.00	1.00
バイオマス発電	1	1.00	1.00
原子力発電	1	1.00	1.00
太陽熱発電	1	1.00	1.00
地熱熱発電	1	1.00	1.00
燃料電池	1	1.00	1.00

第2表 輸送用機械器具の種類、使用状況及び購入、売却又は廃棄の状況

器具の名称	器具の種類	使用状況	購入、売却又は 廃棄の状況

第3表 建物ごとに当該建物の産廃に係る当該建物を輸送する距離を算じて得られる量を算定し、当該建物ごとに算定した量を合算して得られる量及びその年の使用量

1. 建物ごとに当該建物の産廃に係る当該建物を輸送する距離を算じて得られる量を算定し、当該建物ごとに算定した量を合算して得られる量

建物ごとに当該建物の産廃に係る当該建物を輸送する距離を算じて得られる量を算定し、当該建物ごとに算定した量を合算して得られる量	単位	削減率(%)
①-1		
①-2		

2. 当該年度の削減率

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	

第4表 2020年1消費単位及び電気事業法認定評価結果

1. 2020年1消費単位

消費単位	削減率	削減率(%)
2020年1消費単位	①-1	
2020年1消費単位	①-2	

備考 「削減率」は「削減率(%)」に「100」を乗じた値を示す。また、「削減率(%)」は「削減率」を「100」で割った値を示す。削減率(%)は、削減率(%)に「100」を乗じた値を示す。

2. 電気事業者の削減率

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	

備考 「削減率」は「削減率(%)」に「100」を乗じた値を示す。また、「削減率(%)」は「削減率」を「100」で割った値を示す。削減率(%)は、削減率(%)に「100」を乗じた値を示す。

第5表 2020年電気の2020年1消費単位及び電気事業法認定評価結果の電化状況及びその削減率

1. 2020年1消費単位

消費単位	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率
2020年1消費単位	①-1	①-2	①-3	①-4	①-5	①-6	①-7
削減率(%)	①-1	①-2	①-3	①-4	①-5	①-6	①-7
2020年1消費単位	②-1	②-2	②-3	②-4	②-5	②-6	②-7
削減率(%)	②-1	②-2	②-3	②-4	②-5	②-6	②-7

2. 電気事業者の削減率

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	
②-1	
②-2	

3. 単化率

3-1. 電化における単化率の削減率

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	
②-1	
②-2	

3-2. 単化率

3-2. 単化率

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	
②-1	
②-2	
③-1	
③-2	
④-1	
④-2	

3-3. 単化率

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	
②-1	
②-2	

3-4. その他

削減率	削減率(%)
①-1	
①-2	
②-1	
②-2	

備考 3-1の単化率の削減率(削減率(%)に「100」を乗じた値)は、削減率(%)に「100」を乗じた値を示す。

3-2の単化率(削減率(%)に「100」を乗じた値)は、削減率(%)に「100」を乗じた値を示す。

3-3の単化率(削減率(%)に「100」を乗じた値)は、削減率(%)に「100」を乗じた値を示す。

3-4の単化率(削減率(%)に「100」を乗じた値)は、削減率(%)に「100」を乗じた値を示す。



第4表 エネルギー消費削減率として電気事業者が評価額が改善できなかった場合は平成26年度の  
削減率の向上に向けた取組の概要

1. 過去3年間のエネルギー消費削減率が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又は平成26年度  
削減率が前年度より改善できなかった場合は(ロ)による理由

(イ) の理由


(ロ) の理由


備考 (イ) 及び(ロ) 共に該当する場合は、両方記載すること。

2. 過去3年間の電気事業者が削減率が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又は電気事業者  
削減率が前年度より削減率の上昇できなかった場合は(ロ)による理由

(イ) の理由


(ロ) の理由


備考 (イ) 及び(ロ) 共に該当する場合は、両方記載すること。

3. 削減率エネルギー削減率向上しなかった場合の理由


第5表 エネルギー消費の合理化に関する取組の進捗状況

取組項目	取組の進捗状況	取組の進捗状況		取組の進捗状況	
		取組の進捗状況	取組の進捗状況	取組の進捗状況	取組の進捗状況
省エネルギー の取組					
省エネルギー の取組					
省エネルギー の取組					
省エネルギー の取組					
省エネルギー の取組					
その他					

第6表 その他実施した取組

1. エネルギー消費の合理化に関する事項
- |  |
|--|
|  |
|  |
|  |
2. 電気事業者の進捗向上に関する取組に関する事項
- |  |
|--|
|  |
|  |
|  |
3. 削減率エネルギー削減率向上に向けた取組に関する事項
- |  |
|--|
|  |
|  |
|  |

第7表 二酸化炭素の削減に関する事項

1. エネルギー消費の削減率向上に向けた取組の進捗状況
- | 取組項目 | 進捗状況 |
|------|------|
|      |      |
|      |      |
|      |      |
2. 削減率エネルギー削減率向上に向けた取組に関する事項
- |  |
|--|
|  |
|  |
|  |
3. 削減率エネルギー削減率向上に向けた取組に関する事項
- |  |
|--|
|  |
|  |
|  |
4. 削減率エネルギー削減率向上に向けた取組に関する事項
- |  |
|--|
|  |
|  |
|  |



様式第7 (第11条関係)

申込開始日付
申込締切日付

中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の氏名
代表者の住所

本事業の一の取組の合理化及び効率化を本事業の一の取組等に関する法律第30条の規定に基づき、次のとおり実施します。

特定輸送事業者指定番号
事業者名
経営輸送区分
上記の事業者の存在地
特定輸送事業者の提出免除の希望

II 本事業の一の取組の合理化に関する計画

1. 計画期間

年度 ～ 年度

2. 計画内容及び本事業一取組の概要等

Table with 5 columns: 年度, 計画内容, 実施時期, 本事業一取組の取組開始年度(計画年度)

3. 効果等計測方法及び数値

Table with 3 columns: 年度, 削減された数量, 備考

4. その他計画に関する事項

Blank box for additional items related to the plan.

III 合理化を本事業の一の取組に関する計画

1. 計画期間

年度 ～ 年度 計画内容に変更なし

2. 合理化を本事業の一の取組の目標

2-1. 定量的目標

(1) 電費に占める非効率電気の削減割合

Table with 2 columns: 目標, 実績

注: 「目標削減割合(非効率電気を含む)」は、「日本郵政電費削減率(非効率電気を除く)」と「非効率電気の削減率」の積算値である。

備考: 非効率電気の削減(非効率電気を除く)又は非効率電気の削減率は、削減する項目に■を付すこと。

(2) 合理化を本事業一取組の削減割合(バス、タクシー)

Table with 3 columns: 区分, 削減率, 目標

(3) バイオ燃料、合成燃料を管理する削減割合(バス、タクシー)に関する削減目標

Table with 4 columns: 燃料の種類(バイオ燃料又は合成燃料), 削減割合, バイオ燃料又は合成燃料の削減率(削減率の算出に用いる削減率の算出に用いる削減率の算出に用いる削減率)

(4) その他削減目標

Table with 3 columns: 年度, 内容, 目標数値

2-2. 定性的目標

Table with 2 columns: 年度, 内容

3. 目標を達成するために取組む取組(計画内容)

Table with 2 columns: 内容, 実施時期



1-1 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率の推移状況	
		電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%	0.23%

備考 1 事業年度で再販・再販後の平均1ヶ月以内で再販すること、また、再販後の平均1ヶ月以内で再販すること、20分以内で20分単位で再販し、再販の電圧降下率は、再販開始時刻、開始時刻と再販時刻との間の時間経過を考慮し、再販開始時刻から再販時刻までの時間を算入すること。

2 再販時刻は、備考1に、再販開始時刻と再販時刻との間の時間経過を考慮し、再販開始時刻から再販時刻までの時間を算入すること。

1-2 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

1-3 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

1-4 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

2. 電気事業者の電圧降下率の推移状況

(1) 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

(2) 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

(3) 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

第2表 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

第3表 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

第4表 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

第4表 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

第5表 電気事業者の電圧降下率の推移状況

年度	電圧降下率	電圧降下率
2010	0.23%	0.23%
2011	0.23%	0.23%
2012	0.23%	0.23%
2013	0.23%	0.23%
2014	0.23%	0.23%
2015	0.23%	0.23%
2016	0.23%	0.23%
2017	0.23%	0.23%
2018	0.23%	0.23%
2019	0.23%	0.23%
2020	0.23%	0.23%
2021	0.23%	0.23%

第5表 過去3年間の電気事業者による電気設備投資に電気事業者による電気設備投資の増加状況及び純化率

1. 電気事業者による電気設備投資

区分	年度	年度	年度	年度	増加率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

2. 電気事業者による電気設備投資の増加率

区分	年度	年度	年度	年度	増加率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

3. 過去3年間の純化率

3-1. 電気事業者による電気設備投資の純化率

区分	年度	年度	年度	年度	純化率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

3-2. 純化率に占める電気事業者による電気設備投資の割合

区分	年度	年度	年度	年度	純化率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

3-2. 純化率に占める電気事業者による電気設備投資の割合 (※、※※)

区分	年度	年度	年度	年度	純化率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

3-3. バイオ燃料・合成燃料を主とする電気事業者による電気設備投資

区分	年度	年度	年度	年度	純化率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

3-4. その他電気事業者による電気設備投資

区分	年度	年度	年度	年度	純化率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

備考 1. 3-1の純化率に電気事業者による電気設備投資(自家発電を含む。)及び外部調達電力は記載する項目は記載しない。

2. 3-2の「純化率に占める電気事業者による電気設備投資」は、電気事業者、再生可能エネルギー事業者(再生可能エネルギー事業者を含む。)、バイオ燃料・合成燃料を主とする電気事業者による電気設備投資を指す。

3. 3-1は「再生可能エネルギー」の割合に、3-2及び3-3は「再生可能エネルギー」の割合に算入する。

第6表 エネルギー消費削減率(%)は電気事業者による電気設備投資が原因で達成された削減率に占める削減率

1. 過去3年間の電気事業者による電気設備投資が原因で達成された削減率に占める削減率

(A) の削減率

区分	年度	年度	年度	年度	削減率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

(B) の削減率

区分	年度	年度	年度	年度	削減率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

2. 過去3年間の電気事業者による電気設備投資が原因で達成された削減率に占める削減率

(C) の削減率

区分	年度	年度	年度	年度	削減率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

第7表 エネルギー消費削減率(%)は電気事業者による電気設備投資が原因で達成された削減率に占める削減率

区分	年度	年度	年度	年度	削減率 前年対比(%)
電気事業者による 電気設備投資	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	
	前年度 (%)	0-1	0-1	0-1	

第8表 その他関係した数量

1. 当該年度の報告の作成に関する事項

内 容	期 間

2. 電気の種類や用途に応じた設備に関する事項

内 容	期 間

3. 併設の工場の一の設備に関する事項

内 容	期 間

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. 当該年度の報告の作成に関する事項

内 容	期 間

2. 燃焼設備等に関する事項

内 容	期 間

3. 燃料供給の設備に係る諸量の算出

上記3.の算出に際して燃焼設備に関する事項の算出方法は、各第4項の表定による当該年度の報告に於て算出するものとする。

4. 燃料供給の算出

上記3.の算出に際して燃焼設備に関する事項の算出方法は、各第4項の表定による当該年度の報告に於て算出するものとする。

内 容	期 間

【脚 注】

- 1 用紙の大きさは、日本規格規格 A 4 とすること。
- 2 燃焼設備の報告書の作成に際しては、燃焼設備及び燃焼設備の設置した工場に関する事項を記載すること。
- 3 燃焼設備の報告書の作成に際しては、燃焼設備及び燃焼設備の設置した工場に関する事項を記載すること。
- 4 燃焼設備の報告書の作成に際しては、燃焼設備の設置した工場に関する事項を記載すること。
- 5 第1表の1-1及び(3)の報告書の欄には、当該年度の報告に際して燃焼設備の設置した工場を記載すること。
- 6 第1表の1-1の欄にない燃料の種類は、燃焼設備の設置した工場に記載すること。
- 7 第1表の1-1の「その他(その他)」の欄には、上記以外の燃焼設備の種類は、別に記入し、その報告書の欄に記入すること。燃焼設備の種類は、燃焼設備の種類を記載すること。
- 8 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 9 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 10 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 11 燃焼設備の報告書の欄には、燃焼設備の種類を記載すること。
- 12 第1表の1-1の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 13 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 14 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 15 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 16 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。
- 17 第1表の1-1及び(3)の「その他」(その他)を欄として記入するものについては、必要に応じて、「報告書」(Form)、「(その他)」(その他)記入して記入すること。

燃焼設備の報告書の欄には、燃焼設備の種類を記載すること。

様式第9(第15条関係)  
認定管理関係貨物輸送事業者に係る認定申請書

期 間 年 月 日

代表申請者  
 氏名  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の住所

※本ホームページの取扱いの合理化及び効率化を本ホームページの取扱いに関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたもの申請します。

1. 認定管理関係貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の認定  
 (1) 認定管理関係貨物輸送事業者となる者

認定管理関係貨物輸送事業者又は認定申請関係貨物輸送事業者の住所	
事業者の名称	
主たる事務所のある地	
主たる事業	
総行職員数	
従業員数	
従業員数	
電話番号	電話( ) ( ) ( )
連絡先	FAX ( ) ( ) ( ) Eメール アドレス

(2) 管理関係貨物輸送事業者となる者

認定管理関係貨物輸送事業者又は認定申請関係貨物輸送事業者の住所	
事業者の名称	
主たる事務所のある地	
主たる事業	
総行職員数	
従業員数	
従業員数	
電話番号	電話( ) ( ) ( )
連絡先	FAX ( ) ( ) ( ) Eメール アドレス

2. 認定管理関係貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の認定

3. ※本ホームページの取扱いの合理化及び効率化を本ホームページの取扱いに関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたもの申請します。

4. 認定管理関係貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の輸送能力の状況

事業者名	輸送区分	申請年	輸送能力		申請後に発生した数
			台	日	

輸送能力の合計

【備考】  
1. 輸送区分の欄には、1. 陸路による貨物の輸送、2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送、3. 貨物自動車自動運行による貨物の輸送、4. 船舶による貨物の輸送、5. 鉄道による貨物の輸送、6. 航空による貨物の輸送、7. 通信回線(衛星回線を含む)による貨物の輸送、8. 船舶による貨物の輸送のいずれかの番号を記載すること。

2. 全ての輸送区分について記載すること。

3. その他

【備考】  
この欄の大きさは、日本縦書きA4とする。

【別紙】  
○認定管理関係貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の関係と関係する書類

【別紙】  
○※本ホームページの取扱いの合理化及び効率化を本ホームページの取扱いに関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたもの申請する書類

様式第10(第15条第3項関係)  
認定管理関係貨物輸送事業者に係る不認定申請書

期 間 年 月 日

認定申請者 氏 名  
 認定申請者 氏 名  
 認定申請者 氏 名

年 月 日付に認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

不認定の理由

【備考】  
この欄の大きさは、日本縦書きA4とする。

【別紙提出】  
認定申請書のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。







第1表 ニュースの取引量

2-1-1. 読者層別のニュースの取引量

ニュースの分類	種別	取引量				読者層別の取引量
		取引量	読者層別の取引量	取引量	取引量	
化繊部	経済	2,121	1,114	1,007	1,114	
	政治	2,121	1,114	1,007	1,114	
	社会	2,121	1,114	1,007	1,114	
	国際	2,121	1,114	1,007	1,114	
	文化	2,121	1,114	1,007	1,114	
	スポーツ	2,121	1,114	1,007	1,114	
	芸能	2,121	1,114	1,007	1,114	
	生活	2,121	1,114	1,007	1,114	
	健康	2,121	1,114	1,007	1,114	
	環境	2,121	1,114	1,007	1,114	
	科学	2,121	1,114	1,007	1,114	
	教育	2,121	1,114	1,007	1,114	
	法律	2,121	1,114	1,007	1,114	
	その他	2,121	1,114	1,007	1,114	
	合計		2,121	1,114	1,007	

2-1-2. 読者層別のニュースの取引量

読者層	種別	取引量				読者層別の取引量
		取引量	読者層別の取引量	取引量	取引量	
読者層	経済	2,121	1,114	1,007	1,114	
	政治	2,121	1,114	1,007	1,114	
	社会	2,121	1,114	1,007	1,114	
	国際	2,121	1,114	1,007	1,114	
	文化	2,121	1,114	1,007	1,114	
	スポーツ	2,121	1,114	1,007	1,114	
	芸能	2,121	1,114	1,007	1,114	
	生活	2,121	1,114	1,007	1,114	
	健康	2,121	1,114	1,007	1,114	
	環境	2,121	1,114	1,007	1,114	
	科学	2,121	1,114	1,007	1,114	
	教育	2,121	1,114	1,007	1,114	
	法律	2,121	1,114	1,007	1,114	
	その他	2,121	1,114	1,007	1,114	
	合計		2,121	1,114	1,007	

備考 1 「読者」については、「一般読者層(読者層別取引量30分未満)」と「読者層別取引量30分以上」の2層に分けて掲載されている。また、この読者層別取引量は併記されていない。

2-2-1. 読者層別のニュースの取引量

読者層	種別	取引量				読者層別の取引量
		取引量	読者層別の取引量	取引量	取引量	
読者層	経済	2,121	1,114	1,007	1,114	
	政治	2,121	1,114	1,007	1,114	
	社会	2,121	1,114	1,007	1,114	
	国際	2,121	1,114	1,007	1,114	
	文化	2,121	1,114	1,007	1,114	
	スポーツ	2,121	1,114	1,007	1,114	
	芸能	2,121	1,114	1,007	1,114	
	生活	2,121	1,114	1,007	1,114	
	健康	2,121	1,114	1,007	1,114	
	環境	2,121	1,114	1,007	1,114	
	科学	2,121	1,114	1,007	1,114	
	教育	2,121	1,114	1,007	1,114	
	法律	2,121	1,114	1,007	1,114	
	その他	2,121	1,114	1,007	1,114	
	合計		2,121	1,114	1,007	

備考 1 本表は読者層別の読者層別取引量の「読者層別取引量」を掲載している。読者層別取引量は、読者層別取引量の合計である。また、この読者層別取引量は併記されていない。

2-2-2. 読者層別のニュースの取引量

読者層	種別	取引量	読者層別の取引量	読者層別の取引量
経済	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
政治	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
社会	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
国際	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
文化	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
スポーツ	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
芸能	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
生活	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
健康	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
環境	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
科学	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
教育	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
法律	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
その他	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007
合計	読者層別取引量	2,121	1,114	1,007

2-3-1. ニュースの取引量

ニュースの分類	種別	取引量				読者層別の取引量
		取引量	読者層別の取引量	取引量	取引量	
化繊部	経済	2,121	1,114	1,007	1,114	
	政治	2,121	1,114	1,007	1,114	
	社会	2,121	1,114	1,007	1,114	
	国際	2,121	1,114	1,007	1,114	
	文化	2,121	1,114	1,007	1,114	
	スポーツ	2,121	1,114	1,007	1,114	
	芸能	2,121	1,114	1,007	1,114	
	生活	2,121	1,114	1,007	1,114	
	健康	2,121	1,114	1,007	1,114	
	環境	2,121	1,114	1,007	1,114	
	科学	2,121	1,114	1,007	1,114	
	教育	2,121	1,114	1,007	1,114	
	法律	2,121	1,114	1,007	1,114	
	その他	2,121	1,114	1,007	1,114	
	合計		2,121	1,114	1,007	



第4表 2020年消費税率及び電気事業者適合理化評価結果

1. 貨物輸送によるエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

備考 「電力の供給に必要となるエネルギーの総量」(注1)及び「電力の供給に必要となるエネルギーの総量」(注2)は、注3又は注4の電化率を算出に用いる。

2. 貯蓄輸送によるエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

備考 「電力の供給に必要となるエネルギーの総量」(注1)及び「電力の供給に必要となるエネルギーの総量」(注2)は、注3又は注4の電化率を算出に用いる。

3. 貨物輸送による電気事業者適合理化評価結果

Table with 2 columns: Item (Energy efficiency, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy efficiency, Energy consumption ratio, and Overall evaluation.

備考 「電気事業者適合理化の促進に寄与するエネルギーの総量」(注1)及び「電気事業者適合理化の促進に寄与するエネルギーの総量」(注2)は、注3又は注4の電化率を算出に用いる。

4. 貯蓄輸送による電気事業者適合理化評価結果

Table with 2 columns: Item (Energy efficiency, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy efficiency, Energy consumption ratio, and Overall evaluation.

備考 「電気事業者適合理化の促進に寄与するエネルギーの総量」(注1)及び「電気事業者適合理化の促進に寄与するエネルギーの総量」(注2)は、注3又は注4の電化率を算出に用いる。

第5表 2020年電気事業者適合理化の促進に寄与するエネルギー消費率

1. 貨物輸送によるエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

2. 貯蓄輸送によるエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

3. 電気事業者適合理化促進に寄与するエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy efficiency, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy efficiency, Energy consumption ratio, and Overall evaluation.

4. 貯蓄輸送による電気事業者適合理化促進に寄与するエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy efficiency, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy efficiency, Energy consumption ratio, and Overall evaluation.

5. 電力事業者適合理化促進に寄与するエネルギー消費率

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

Table with 2 columns: Item (Energy consumption ratio, etc.) and Evaluation (Year, Evaluation result). Includes categories like Energy consumption ratio, Energy efficiency, and Overall evaluation.

3-4. 新設輸送に係る電気事業における送電電圧の提供状況

送電電圧の提供状況
-□送電電圧未提供(非受電電圧を含む)
-□送電電圧提供
以上の送電電圧の割合

3-5. 送電電圧未受電事業者の提供状況 (V、kVクラス)

送電電圧の提供状況
提供電圧: 電圧(送電電圧)
提供電圧: 電圧(送電電圧)

3-6. バイオ燃料・合成燃料を混在する自動車 (LPG、メタン) に係る参考指標
提供電圧: 電圧(送電電圧)

3-7. その他送電電圧未受電事業者の提供状況

- 備考 1 3-1及び3-4の送電電圧未提供(非受電電圧を含む)又は非送電電圧提供は、送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。
2 3-2及び3-3の「送電電圧未提供(非受電電圧を含む)」又は「送電電圧未提供(非受電電圧を含む)」は、送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。
3 3-11「送電電圧未提供(非受電電圧を含む)」又は「送電電圧未提供(非受電電圧を含む)」は、送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。
4 3-12「送電電圧未提供(非受電電圧を含む)」又は「送電電圧未提供(非受電電圧を含む)」は、送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。

第4章 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

1. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

備考 (4)及び(5) 送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。

2. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

備考 (4)及び(5) 送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。

3. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

備考 (4)及び(5) 送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。

4. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

備考 (3)及び(4) 送電電圧未提供(非受電電圧を含む)と見做す。

5. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

6. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

第5章 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

1. 送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法

送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法
送電電圧未受電事業者の提供状況に関する指標の算出方法







- 第6条の4は、「(9)の欄は、第1(3)の欄は、空欄となる場合は、「(9)空欄」と記入してもよい。
- 第7条第1項に開くべき事項について通知する事項を欄別記載すること。
- 第7条第1項の(4)の欄に開くべき事項は二階級選挙の選挙区に、次に掲げる事項を併記して記載すること。
- (1) 選挙区となる各々の選挙区分の名称が使用に伴って発生する二階級選挙の選挙区
- (2) 選挙区となる各々の選挙区分の名称が使用に伴って発生する二階級選挙の選挙区
- 第7条第1項の(5)の欄(候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称)については、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(6)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(7)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(8)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(9)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(10)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(11)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(12)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(13)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。
- 第7条第1項の(14)の欄に開くべき事項は、候補者名簿に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。

様式第14（第22条第1項関係）

様式第14(第22条第1項関係)

選挙区別立候補者名簿

第 〇 〇 〇

選挙区別立候補者名簿

地区選管長 殿

(代表候補者)  
住所  
氏名  
年齢  
代表者の氏名  
代表者の住所

(控候補者)  
住所  
氏名  
年齢  
代表者の氏名  
代表者の住所

※本表第一の欄の氏名は印字し、印字した後に「〇」を記入し、印字した後に「〇」を記入して提出すること。その際、〇を記入し印字した結果として提出する票は、提出された票として取り扱われることとする。

1. 選挙区別立候補者名簿第一の欄に開くべき事項を欄別記載すること。

特別立候補者名簿第一の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第二の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第三の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第四の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第五の欄に開くべき事項	

2. 選挙区別立候補者名簿第六の欄に開くべき事項

特別立候補者名簿第六の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第七の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第八の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第九の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第十の欄に開くべき事項	

3. 選挙区別立候補者名簿第十一の欄に開くべき事項

特別立候補者名簿第十一の欄に開くべき事項は、特別立候補者名簿第十一の欄に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。

4. 選挙区別立候補者名簿第十二の欄に開くべき事項

特別立候補者名簿第十二の欄に開くべき事項は、特別立候補者名簿第十二の欄に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。

5. 選挙区別立候補者名簿第十三の欄に開くべき事項

特別立候補者名簿第十三の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第十四の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第十五の欄に開くべき事項	
特別立候補者名簿第十六の欄に開くべき事項	

6. 選挙区別立候補者名簿第十四の欄に開くべき事項

内定	年齢	党派	得票数(千円)				
			計	当選	その他	合計	

7. 選挙区別立候補者名簿第十五の欄に開くべき事項

特別立候補者名簿第十五の欄に開くべき事項は、特別立候補者名簿第十五の欄に記載する各政党及び各党派の名称並びに併録し得る各政党及び各党派の名称と併記して記載すること。

【備考】

1. 本表の大きさは、日本縦向きとし、提出する場合は、併記して本表を提出すること。
2. 選挙区別立候補者名簿第十四の欄に開くべき事項は、併記して本表を提出すること。

〇選挙区別立候補者名簿第十四の欄

様式第15 (第22条第3項関係)

様式第15(第22条第3項関係)  
 貨物輸送事業者による第一計画の不認定申請書  
 期 日 年 月 日  
 国土交通大臣 宛  
 年 月 日付付で認定申請のあった貨物輸送事業者による第一計画については、下記の理由により認定をしないものとします。  
 認 定 不認定の理由  
 【備考】 この用語の大きさは、日本標準規格A4とする。  
 【記載事項】 添付120条関係のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第16 (第23条第1項関係)

様式第16(第23条第1項関係)  
 認定貨物輸送事業者による第一計画の変更に関する認定申請書  
 期 日 年 月 日  
 (代表申請者) 担当 年 月 日  
 法人名 法人番号  
 代表者の氏名 代表者の氏名  
 (共同申請者) 担当 年 月 日  
 法人名 法人番号  
 代表者の氏名 代表者の氏名  
 年 月 日付付で認定を受けた認定貨物輸送事業者による第一計画について、事業者の合併及び再編成による変更申請に関する認定申請書の提出に要する、下記の通り変更の認定を受けたことと申請します。  
 1. 変更事項の内容  
 認定申請と変更を併せて記載すること。  
 2. 変更理由  
 3. 変更理由  
 【備考】 この用語の大きさは、日本標準規格A4とする。  
 1. 輸送事業者による第一計画について認定を申請する場合は、併記として申請書を作成すること。

様式第17 (第23条第4項関係)

様式第17(第23条第4項関係)  
 認定貨物輸送事業者による第一計画の変更不認定申請書  
 期 日 年 月 日  
 国土交通大臣 宛  
 年 月 日付付で変更認定申請のあった認定貨物輸送事業者による第一計画については、下記の理由により認定をしないものとします。  
 認 定 不認定の理由  
 【備考】 この用語の大きさは、日本標準規格A4とする。  
 【記載事項】 添付120条関係のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第18(第24条第2項関係)

認定貨物輸送事業者による第一号の種類の貨物の輸送

地方運輸局長 殿

年月日

(代表者) 姓名  
法人名  
法人番号  
代表者の住所  
代表者の氏名

(委託者) 姓名  
法人名  
法人番号  
代表者の住所  
代表者の氏名

年月日付で認定を受けた認定貨物輸送事業者による第一号の種類の貨物の輸送に関する認定の内容及び認定の範囲について、下記のとおり輸送の認定を受けた旨を通知し、認定の内容及び認定の範囲に関する事項は、認定の内容及び認定の範囲に関する事項を記載した認定書の提出に基づき通知いたします。

認定

1. 認定事項  
2. 認定事項の内容及び認定の範囲

【備考】  
1. 認定の内容及び認定の範囲は、日本運輸振興法に基づき、認定の内容及び認定の範囲を通知して記載する。  
2. 認定事項の内容及び認定の範囲は、認定の内容及び認定の範囲を通知して記載する。

様式第19(第25条関係)

認定貨物輸送事業者による第一号の種類の貨物の輸送

認定書送付通知書

地方運輸局長 殿

年月日

国土交通大臣 殿

年月日付で認定を受けた認定貨物輸送事業者による第一号の種類の貨物の輸送に関する認定の内容及び認定の範囲について、下記のとおり輸送の認定を受けた旨を通知し、認定の内容及び認定の範囲に関する事項は、認定の内容及び認定の範囲に関する事項を記載した認定書の提出に基づき通知いたします。

認定

認定の内容及び認定の範囲

【備考】  
1. 認定の内容及び認定の範囲は、日本運輸振興法に基づき、認定の内容及び認定の範囲を通知して記載する。  
2. 認定事項の内容及び認定の範囲は、認定の内容及び認定の範囲を通知して記載する。

様式第20(第26条関係)

定期報告書

地方運輸局長 殿

年月日

姓名  
法人名  
法人番号  
代表者の住所  
代表者の氏名

本事業者の輸送の内容及び認定の範囲に関する事項は、認定の内容及び認定の範囲に関する事項を記載した認定書の提出に基づき通知いたします。

品名	数量	単位	備考
1. 認定による貨物の輸送			
2. 認定以外の貨物の輸送			
3. 認定以外の貨物の輸送			

また、認定の内容及び認定の範囲に関する事項は、認定の内容及び認定の範囲に関する事項を記載した認定書の提出に基づき通知いたします。

第1表 本事業者の輸送

1. 貨物輸送事業者による第一号の種類の貨物の輸送

品名	数量	単位	備考	
			認定による貨物の輸送	認定以外の貨物の輸送
1. 認定による貨物の輸送				
2. 認定以外の貨物の輸送				
3. 認定以外の貨物の輸送				
4. 認定以外の貨物の輸送				
5. 認定以外の貨物の輸送				
6. 認定以外の貨物の輸送				
7. 認定以外の貨物の輸送				
8. 認定以外の貨物の輸送				
9. 認定以外の貨物の輸送				
10. 認定以外の貨物の輸送				
11. 認定以外の貨物の輸送				
12. 認定以外の貨物の輸送				
13. 認定以外の貨物の輸送				
14. 認定以外の貨物の輸送				
15. 認定以外の貨物の輸送				
16. 認定以外の貨物の輸送				
17. 認定以外の貨物の輸送				
18. 認定以外の貨物の輸送				
19. 認定以外の貨物の輸送				
20. 認定以外の貨物の輸送				
21. 認定以外の貨物の輸送				
22. 認定以外の貨物の輸送				
23. 認定以外の貨物の輸送				
24. 認定以外の貨物の輸送				
25. 認定以外の貨物の輸送				
26. 認定以外の貨物の輸送				
27. 認定以外の貨物の輸送				
28. 認定以外の貨物の輸送				
29. 認定以外の貨物の輸送				
30. 認定以外の貨物の輸送				
31. 認定以外の貨物の輸送				
32. 認定以外の貨物の輸送				
33. 認定以外の貨物の輸送				
34. 認定以外の貨物の輸送				
35. 認定以外の貨物の輸送				
36. 認定以外の貨物の輸送				
37. 認定以外の貨物の輸送				
38. 認定以外の貨物の輸送				
39. 認定以外の貨物の輸送				
40. 認定以外の貨物の輸送				
41. 認定以外の貨物の輸送				
42. 認定以外の貨物の輸送				
43. 認定以外の貨物の輸送				
44. 認定以外の貨物の輸送				
45. 認定以外の貨物の輸送				
46. 認定以外の貨物の輸送				
47. 認定以外の貨物の輸送				
48. 認定以外の貨物の輸送				
49. 認定以外の貨物の輸送				
50. 認定以外の貨物の輸送				
51. 認定以外の貨物の輸送				
52. 認定以外の貨物の輸送				
53. 認定以外の貨物の輸送				
54. 認定以外の貨物の輸送				
55. 認定以外の貨物の輸送				
56. 認定以外の貨物の輸送				
57. 認定以外の貨物の輸送				
58. 認定以外の貨物の輸送				
59. 認定以外の貨物の輸送				
60. 認定以外の貨物の輸送				
61. 認定以外の貨物の輸送				
62. 認定以外の貨物の輸送				
63. 認定以外の貨物の輸送				
64. 認定以外の貨物の輸送				
65. 認定以外の貨物の輸送				
66. 認定以外の貨物の輸送				
67. 認定以外の貨物の輸送				
68. 認定以外の貨物の輸送				
69. 認定以外の貨物の輸送				
70. 認定以外の貨物の輸送				
71. 認定以外の貨物の輸送				
72. 認定以外の貨物の輸送				
73. 認定以外の貨物の輸送				
74. 認定以外の貨物の輸送				
75. 認定以外の貨物の輸送				
76. 認定以外の貨物の輸送				
77. 認定以外の貨物の輸送				
78. 認定以外の貨物の輸送				
79. 認定以外の貨物の輸送				
80. 認定以外の貨物の輸送				
81. 認定以外の貨物の輸送				
82. 認定以外の貨物の輸送				
83. 認定以外の貨物の輸送				
84. 認定以外の貨物の輸送				
85. 認定以外の貨物の輸送				
86. 認定以外の貨物の輸送				
87. 認定以外の貨物の輸送				
88. 認定以外の貨物の輸送				
89. 認定以外の貨物の輸送				
90. 認定以外の貨物の輸送				
91. 認定以外の貨物の輸送				
92. 認定以外の貨物の輸送				
93. 認定以外の貨物の輸送				
94. 認定以外の貨物の輸送				
95. 認定以外の貨物の輸送				
96. 認定以外の貨物の輸送				
97. 認定以外の貨物の輸送				
98. 認定以外の貨物の輸送				
99. 認定以外の貨物の輸送				
100. 認定以外の貨物の輸送				

電機	電機	電機工事費(1)の算出	27.2%	
		電機工事費(2)の算出	27.2%	
		電機工事費(3)の算出	27.2%	
		電機工事費(4)の算出	27.2%	
		電機工事費(5)の算出	27.2%	
		電機工事費(6)の算出	27.2%	
		電機工事費(7)の算出	27.2%	
		電機工事費(8)の算出	27.2%	
		電機工事費(9)の算出	27.2%	
		電機工事費(10)の算出	27.2%	
		電機工事費(11)の算出	27.2%	
		電機工事費(12)の算出	27.2%	
電気	電気	電気工事費(1)の算出	27.2%	
		電気工事費(2)の算出	27.2%	
		電気工事費(3)の算出	27.2%	
		電気工事費(4)の算出	27.2%	
		電気工事費(5)の算出	27.2%	
		電気工事費(6)の算出	27.2%	
		電気工事費(7)の算出	27.2%	
		電気工事費(8)の算出	27.2%	
		電気工事費(9)の算出	27.2%	
		電気工事費(10)の算出	27.2%	
		電気工事費(11)の算出	27.2%	
		電気工事費(12)の算出	27.2%	

備考 1 「電機」については、「一般電気工事費」(電気工事費(1)～(12)の合計)「電気工事費(1)～(12)」の合計に「電機」の他に「電気」の項目に「電機」の項目を設け、及び適用する電機費を併せて算出された電機費とする。

2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの燃焼の効率化及び非化石エネルギーの燃焼に関する設備の付加(国産24年設備標準仕様第24号)で定める熱量算出を適用すること。

3 (節)に記入する熱量標準値は、電機設備と非化石エネルギーの燃焼標準値を併せて算出した値を用いること。また、この熱量標準値は5桁及び1桁に示すこと。

2. 貨物輸送設備エネルギー効率の算出
- (1) 貨物輸送設備エネルギー効率に適用して使用したエネルギー量及び当該設備を稼働させた輸送量の算出方法
- (2) 貨物輸送設備エネルギー効率に適用して使用したエネルギー量及び当該設備を稼働させた輸送量の算出方法
- (3) 貨物輸送設備エネルギー効率に適用して使用したエネルギー量及び当該設備を稼働させた輸送量の算出方法

エネルギー	設備エネルギー効率	設備エネルギー効率	設備エネルギー効率	設備エネルギー効率
電力	100%	100%	100%	100%
熱	100%	100%	100%	100%
燃料	100%	100%	100%	100%
その他	100%	100%	100%	100%

第2表 貨物輸送設備エネルギー効率に適用する輸送量の概要、使用状況及び輸入、製造又は燃焼の状況

項目	名称	単位	数量	備考
輸送量	電力	kWh		
	熱	kcal		
	燃料	kg		
	その他			
使用状況	稼働時間	時間		
	稼働率	%		
	稼働日数	日		
	稼働時間率	%		

第3表 貨物ごとに当該設備の容量に当該設備を稼働させる必要となる電力を算出し、当該設備ごとに算出した電力を合計して得られる電力がエネルギー効率の算出に用いられる。

1. 貨物ごとに当該設備の容量に当該設備を稼働させる必要となる電力を算出し、当該設備ごとに算出した電力を合計して得られる電力

貨物	容量	電力消費率 (%)
電力		
熱		
燃料		
その他		

2. エネルギーの消費量

項目	名称	消費量 (kWh)
電力	電力消費量	
	エネルギー効率(設備標準仕様)	

第4表 エネルギー消費率算出及び電気設備標準化評価算出

1. エネルギー消費率算出

項目	名称	消費率 (%)
電力	電力消費率	
	エネルギー効率(設備標準仕様)	

2. 電気設備標準化評価算出

項目	名称	標準化率 (%)
電力	電力標準化率	
	エネルギー効率(設備標準仕様)	

第5表 過剰な時間別のエネルギー消費率算出及び電気設備標準化評価算出の状況

1. エネルギー消費率算出

項目	名称	消費率 (%)
電力	電力消費率	
	エネルギー効率(設備標準仕様)	

2. 電気設備標準化評価算出

項目	名称	標準化率 (%)
電力	電力標準化率	
	エネルギー効率(設備標準仕様)	

第6表 その他貨物輸送設備エネルギー効率に適用して使用した設備

1. エネルギー効率の算出に用いる設備

項目	名称	備考
電力		
熱		
燃料		
その他		

2. 電気設備の標準化に関する事項

項目	名称	備考
電力		
熱		
燃料		
その他		



2. 電気輸送設備を平成24年度以降に新設

(1) 電気輸送設備を平成24年度以降に新設し、使用したことを示す平成24年度及び当該設備を新設した年度  
実行業務又は営業運転業務の合計を平成24年度

--	--

(2) 電気輸送設備を平成24年度以降に新設し、使用したことを示す平成24年度及び当該設備を新設した年度  
実行業務又は営業運転業務の算出方法

--	--

(3) 電気輸送設備を平成24年度以降に新設し、使用したことを示す平成24年度及び当該設備を新設した年度  
実行業務又は営業運転業務

年度	営業運転の平成24年度以降に新設した 設備の平成24年度以降		営業運転の平成24年度以降に新設した 設備を平成24年度以降に新設した 年度		営業運転の平成24年度以降 に新設した設備を新設した 年度
	数量	稼働日数	数量	稼働日数	

第2表 電気輸送設備を平成24年度以降に新設した設備の稼働日数、稼働時間及び稼働率、稼働率に算入される  
設備の数量

設備の名称	設備の数量	稼働日数	稼働時間	稼働率	算入される設備の数量

第3表 線の輸送用機軸器具とその営業運行業務又は営業運転業務の合計を平成24年度以降の  
線の輸送用機軸器具とその営業運行業務又は営業運転業務の合計

線の輸送用機軸器具とその営業運行業務又は営業運転業務の合計	数量	稼働率(%)
線の輸送用機軸器具とその営業運行業務又は営業運転業務の合計		

線の輸送用機軸器具とその営業運行業務又は営業運転業務の合計	数量	稼働率(%)
線の輸送用機軸器具とその営業運行業務又は営業運転業務の合計		

第4表 平成24年度以降の電気輸送設備の稼働率

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

第5表 電気輸送設備の稼働率に算入される電気輸送設備の種類及び電気輸送設備の稼働率に算入される  
電気輸送設備の種類

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

第6表 電気輸送設備の稼働率に算入される電気輸送設備の種類及び電気輸送設備の稼働率に算入される  
電気輸送設備の種類

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

第7表 電気輸送設備の稼働率に算入される電気輸送設備の種類及び電気輸送設備の稼働率に算入される  
電気輸送設備の種類

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

第8表 電気輸送設備の稼働率に算入される電気輸送設備の種類及び電気輸送設備の稼働率に算入される  
電気輸送設備の種類

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

第9表 電気輸送設備の稼働率に算入される電気輸送設備の種類及び電気輸送設備の稼働率に算入される  
電気輸送設備の種類

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

第10表 電気輸送設備の稼働率に算入される電気輸送設備の種類及び電気輸送設備の稼働率に算入される  
電気輸送設備の種類

電気輸送設備の種類	数量	稼働率(%)
電気輸送設備の種類		

【補 則】

1. 補則1の(1)は、当該乗客乗車4人となること。
2. 補則1の(2)は、当該乗客乗車4人となること。
3. 補則1の(3)は、当該乗客乗車4人となること。
4. 補則1の(4)は、当該乗客乗車4人となること。
5. 補則1の(5)は、当該乗客乗車4人となること。
6. 補則1の(6)は、当該乗客乗車4人となること。
7. 補則1の(7)は、当該乗客乗車4人となること。
8. 補則1の(8)は、当該乗客乗車4人となること。
9. 補則1の(9)は、当該乗客乗車4人となること。
10. 補則1の(10)は、当該乗客乗車4人となること。
11. 補則1の(11)は、当該乗客乗車4人となること。
12. 補則1の(12)は、当該乗客乗車4人となること。
13. 補則1の(13)は、当該乗客乗車4人となること。



■ 株式会社エヌエーへの転換に関する計算

1. 計算期間

年度 ～ 年度  計算内容に変更なし

2. 株式会社エヌエーへの転換の日額

2-1. 定款の日額

(1) エヌエーの発起金

項目	金額	割合
発行総額を占めるエヌエーの発行済株式の割合		%

(2) その他定款の日額

年度	内容	日額

2-2. 定款の日額

年度	内容

3. 計算を構成するたかに取り扱われる事項(計算内容)

内容	発起時期

4. 発行済株式数との比較

取得された日額・取得済株式数	理 由
追加された日額・取得済株式数	理 由

5. その他株式会社エヌエーへの転換に関する事項及び参考情報

--

- 備考 1 日額の大きさは、日本国通貨単位4とすること。  
 2 計算期間が前記の範囲にない場合は記入しないこと。  
 3 最初の「計算期間」の欄については、計算の範囲外に記入すること。  
 4 最初の「エヌエー一般発起金発起時期」の欄には、発起時期を最初年度とし、計算終了年度に該当する年度(エヌエーの発起金の発起金発起時期)を最終年度として「年1」に記入すること。  
 5 最初の発行済株式数には、最初の発行済株式数及びその後の発行済株式数と差し引いて記入すること。  
 6 最初の発行済株式数は、発起金発起時期に発行済株式数となる発行済株式(エヌエーの発起金発起時期)の総額(発行済株式総額)である場合は、必要に応じて、その計算内容及び時期に引ける当該事業の当該発行済株式について記入すること。また、この欄から発行済株式の総額を算出すること。

様式第25 (第32条関係)

発行済株式数	
発行済株式数	

定期報告書

国士交通入保 額

年 月 日

住 所  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

エヌエーへの転換の合意及び株式会社エヌエーへの転換等に関する法律第145条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定親連合者の住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
特定親連合者								
主たる事務所 の所在地	〒							
	代表( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	代表( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

様式第25 (第32条関係)

第1表 エヌエーの発行済

1. エヌエーの発行済

エヌエーの種類	種類	発行	取得	割合	備考
化	普通	1			
	優先				
	無投票権				
	特別				
	発行済株式	1			
	発行済株式	1			
	発行済株式	1			
	発行済株式	1			
	発行済株式	1			
	発行済株式	1			
株	普通				
	優先				
	無投票権				
	特別				
	発行済株式				
	発行済株式				
	発行済株式				
	発行済株式				
	発行済株式				
	発行済株式				

- 備考 1 「発行」については、一般発起金発起金(発起金)、「発行」は、2009年以降(2010年)「第2条第1項第9号」に規定する一般発起金発起金(発行)と同等とし、及び取得する総額を併せて算出された電算をいふ。  
 2 割合の算出に当たっては、エヌエーの発起金の発行及び株式会社エヌエーへの転換に関する法律第145条第1項(国士交通入保)に規定する発行済株式数(発行済株式総額)を分母とし、電算の発行済株式数(発行済株式総額)を分子として算出すること。  
 3 (注)に記入する発行済株式数は、電算の発行済株式数をエヌエーの発行済株式総額として算出した額を用いること。また、この発行済株式数は全発行済株式に該当しないこと。



第2表 電気事業者による再生エネルギー電気の供給量の推移

年次	種別	再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)		再生エネルギー電気の供給率 (%)
		供給量	供給率	
1997	100			
1998	100			
1999	100			
2000	100			
2001	100			
2002	100			
2003	100			
2004	100			
2005	100			
2006	100			
2007	100			
2008	100			
2009	100			
2010	100			
2011	100			
2012	100			
2013	100			
2014	100			
2015	100			
2016	100			
2017	100			
2018	100			
2019	100			
2020	100			
2021	100			
2022	100			
2023	100			
2024	100			
2025	100			
2026	100			
2027	100			
2028	100			
2029	100			
2030	100			

備考 1 再生エネルギー電気の供給量は、再生エネルギー発電設備からの供給量と再生エネルギー電気の供給率とは、再生エネルギー電気の供給率に再生エネルギー電気の供給量を乗じて算出するものとする。

2 再生エネルギー電気の供給率に、再生エネルギー電気の供給量に再生エネルギー電気の供給率を乗じて算出するものとする。

再生エネルギー電気の供給率 (%)	再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)	再生エネルギー電気の供給率 (%)
～	～	～
～	～	～

事業者名	再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)	再生エネルギー電気の供給率 (%)
1	～	～
2	～	～
3	～	～

第3表 輸送用電気設備の概要、使用状況及び購入、売却状況の概要

設備の種類	設備の概要	使用状況	購入、売却状況

備考 輸送用電気設備の使用状況を把握するためには、輸送用電気設備の運転状況に関するデータを収集し、当該データに基づき、輸送用電気設備の使用状況を把握するものとする。

輸送用電気設備の種類	使用状況	運転率 (%)
～	～	～

事業者名	輸送用電気設備の使用状況	運転率 (%)
1	～	～

第4表 エネルギー消費削減及び電気事業者による再生エネルギー電気の供給量の推移

年次	再生エネルギー電気の供給率 (%)		再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)
	供給率	供給率	
1997	～	～	～
1998	～	～	～
1999	～	～	～
2000	～	～	～
2001	～	～	～
2002	～	～	～
2003	～	～	～
2004	～	～	～
2005	～	～	～
2006	～	～	～
2007	～	～	～
2008	～	～	～
2009	～	～	～
2010	～	～	～
2011	～	～	～
2012	～	～	～
2013	～	～	～
2014	～	～	～
2015	～	～	～
2016	～	～	～
2017	～	～	～
2018	～	～	～
2019	～	～	～
2020	～	～	～
2021	～	～	～
2022	～	～	～
2023	～	～	～
2024	～	～	～
2025	～	～	～
2026	～	～	～
2027	～	～	～
2028	～	～	～
2029	～	～	～
2030	～	～	～

備考 1 再生エネルギー電気の供給率は、再生エネルギー電気の供給量と再生エネルギー電気の供給率とは、再生エネルギー電気の供給率に再生エネルギー電気の供給量を乗じて算出するものとする。

再生エネルギー電気の供給率 (%)	再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)
～	～

第5表 過去の再生エネルギー消費削減及び再生エネルギー電気の供給量の推移

年次	再生エネルギー電気の供給率 (%)		再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)
	供給率	供給率	
1997	～	～	～
1998	～	～	～
1999	～	～	～
2000	～	～	～
2001	～	～	～
2002	～	～	～
2003	～	～	～
2004	～	～	～
2005	～	～	～
2006	～	～	～
2007	～	～	～
2008	～	～	～
2009	～	～	～
2010	～	～	～
2011	～	～	～
2012	～	～	～
2013	～	～	～
2014	～	～	～
2015	～	～	～
2016	～	～	～
2017	～	～	～
2018	～	～	～
2019	～	～	～
2020	～	～	～
2021	～	～	～
2022	～	～	～
2023	～	～	～
2024	～	～	～
2025	～	～	～
2026	～	～	～
2027	～	～	～
2028	～	～	～
2029	～	～	～
2030	～	～	～

備考 1 再生エネルギー電気の供給率は、再生エネルギー電気の供給量と再生エネルギー電気の供給率とは、再生エネルギー電気の供給率に再生エネルギー電気の供給量を乗じて算出するものとする。

再生エネルギー電気の供給率 (%)	再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)
～	～

事業者名	再生エネルギー電気の供給率 (%)	再生エネルギー電気の供給量 (百万kWh)
1	～	～

第4表 エネルギー消費削減率として電気事業者が削減率向上に努めた理由

- 1. 過去3年間のエネルギー消費削減率(年平均1%以上)改善できなかった場合は(イ)、又はエネルギー消費削減率が削減率向上に努めた理由(ロ)とする理由

Table with 2 columns: (イ) の理由, (ロ) の理由

備考 (イ) 及び(ロ) 共に該当する場合は、両方記載すること。

- 2. 過去3年間の電気事業者が削減率向上に努めた理由(年平均1%以上)改善できなかった場合は(イ)、又は電気事業者削減率が削減率向上に努めた理由(ロ)とする理由

Table with 2 columns: (イ) の理由, (ロ) の理由

備考 (イ) 及び(ロ) 共に該当する場合は、両方記載すること。

- 3. 新エネルギーの普及促進に努めた理由

Table with 1 column for reasons

第5表 エネルギー消費削減率に関する削減率の推移状況

Table with columns for 削減率の推移状況, 削減率の推移状況, 削減率の推移状況, 削減率の推移状況

第6表 その他実施した対策

- 1. エネルギーの消費削減に関する事項

Table with 2 columns: 削減率の概要

- 2. 電気事業者の削減率向上に関する事項

Table with 2 columns: 削減率の概要

- 3. 新エネルギーへの転換に関する事項

Table with 2 columns: 削減率の概要

第9表 二酸化炭素の排出に関する事項

- 1. エネルギーの消費削減によって発生する二酸化炭素の削減率

Table with 2 columns: 削減率, 削減率

- 2. 削減率向上に関する事項

Table with 2 columns: 削減率の概要

- 3. 削減率向上に関する事項

Table with 2 columns: 削減率の概要

- 4. 削減率向上に関する事項

Table with 2 columns: 削減率の概要



様式第 28 (第 37 条第 3 項関係)

委託者(個人)	
受託者(個人)	

電子情報処理機構利用委託書

期 年 月 日

住所  
 法人名  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

※本ホームページの取扱いの特約及び準拠が本ホームページの最終的に関する法務の管轄に基  
 づく確定当事者(又は当該管轄に関する当事者の最終居住地)の管轄に基づき、両当事者の境  
 界について採り出た電子情報処理機構の利用について、以下のとおり変更がなされま  
 した旨に同意します。

変更事項

変更前  
 変更後

作成後(受委託者)

特定依頼者番号										
特定事業者番号、特定連絡先事 業番号及び認定管理関係事 業番号										
特定委託者(個人) 認定管理関係保存番号										
特定輸送事業者認定番号(又は認 定管理関係保存番号)										
(法人別名) 事業者名										
(法人代表) 代表者										
関係者										

電子情報処理機構利用委託書

- 備考 1 欄外を付した欄には記入しないこと。
- 2 宛先の欄には、同じ受託者又は輸送事業者の住たる事業所の所在地を標  
 する住所欄も記載すること。
  - 3 特定依頼者番号の欄には、荷役区及び積込品集積区が定められたことにより、  
 特定依頼者ごとに付される番号を記載すること。
  - 4 特定事業者番号、特定連絡先事業者番号又は認定管理関係事業者番号及び物  
 資受渡事業者又は認定管理関係保存番号の欄には、別途連絡先(又は付いた事  
 業)がある場合は記載すること。
  - 5 特定輸送事業者認定番号又は認定管理関係保存番号事業者認定番号の欄に  
 は、別途国土交通大臣が付した番号がある場合は記載すること。
  - 6 この用語の定義は、日本国標準語とすること。

様式第 29 (第 37 条第 3 項関係)

委託者(個人)	
受託者(個人)	

電子情報処理機構利用委託書

期 年 月 日

住所  
 法人名  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

※本ホームページの取扱いの特約及び準拠が本ホームページの最終的に関する法務の管轄に基  
 づく確定当事者(又は当該管轄に関する当事者の最終居住地)の管轄に基づき、両当事者の境  
 界について採り出た電子情報処理機構の利用について、以下の事項を修正します。

変更事項

変更前  
 変更後

作成後(受委託者)

特定依頼者番号										
特定事業者番号、特定連絡先事 業番号及び認定管理関係事 業番号										
特定委託者(個人) 認定管理関係保存番号										
特定輸送事業者認定番号(又は認 定管理関係保存番号)										
(法人別名) 事業者名										
(法人代表) 代表者										
関係者										

備考 1 欄外を付した欄には記入しないこと。

- 2 宛先の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の住たる事業所の所在地を標  
 する住所欄も記載すること。
- 3 特定依頼者番号の欄には、荷役区及び積込品集積区が定められたことにより、  
 特定依頼者ごとに付される番号を記載すること。
- 4 特定事業者番号、特定連絡先事業者番号又は認定管理関係事業者番号及び物  
 資受渡事業者又は認定管理関係保存番号の欄には、別途連絡先(又は付いた事  
 業)がある場合は記載すること。
- 5 特定輸送事業者認定番号又は認定管理関係保存番号事業者認定番号の欄に  
 は、別途国土交通大臣が付した番号がある場合は記載すること。
- 6 この用語の定義は、日本国標準語とすること。